

私の日本国憲法改正案

前茨城県借行会長

大澤 嘉昭 陸士60

本年7月号掲載の廣瀬誠氏の「憲法改正案について考える」において、会員の意見を求めていることから、憲法改正案について、筆者の提案を簡潔に述べてみたい。

私の提案は、以下の通りである。国際環境の厳しい現状に鑑み、現行の空想的・消極的な平和主義憲法を現実的・積極的な平和憲法へ転換することを目指し、暫定的・経過的かつ例外的扱い（*1）として、現行日本国憲法第九条は一応そのまま据え置き、現行憲法の補則（法律の「付則」と同義）に、新たに次に示す一条を加えることとし、これを国民に提案する。

条文案

「日本国民は、第九条に拘らず、平和を愛する諸国民に協力して、国際平和を侵害する紛争及び戦争を防止し、又は解決して、全世界の恒久平和を達成させるまでの間、その実現に貢献するため、その基となる自らの独立と安全を確保して、平和を愛する諸国民に

協力するために必要な能力を保有する機関（*2）として、自衛隊（*3）を設置する」

*1 「例外的扱い」とは、ここでは「経過規定」と「例外法」を念頭においている。経過規定とは、「法令の制定改廃があつた場合に、旧規定と新规定の適用関係等旧法から新法に移行するのに必要な経過措置を定めた規定」をいう。例外法とは、「少数例外の場合にのみ適用される法。原則法に対する語。一般原則である法規が普遍性と抽象性を免れないため、個々の具体的事例にこれを貫徹すると却つて不都合な結果を生ずるような場合に、その緩和のために例外法が設けられる」ものである。（新法律学辞典 有斐閣）

*2 軍令機関の意。立法・行政・司法と並ぶ国家機関。

*3 平和軍でも可。

上記の提案が国民に受け入れられれば、自衛隊が現行第九条の制約から外れ、世界各国の軍同様の活動が可能になる。実績を積み、かつ国民の大多数が中国、北朝鮮などの脅威に目覚めたときには、本則に移し現行第九条に換えて、前掲案から暫定例外の部分（傍線部分）を削った案（章名は「戦争の放棄」を「平和貢献」に改めたものを、国民に提案することとしては如何かと

考える。

本提案は、現行法制の扱い上、付則（*4）（補則）規定事項の範囲を超えるものかもしれませんが、現行第九条の改正が極めて困難である現状に鑑み、敢えて試みの一石を投じるものです。大方のご叱正をお願い申し上げます。

*4 付則とは、法令において、その法令の定める主たる事項（これを定めている部分を本則という）に付随する必要事項を定める部分の名称。（同前）

大澤氏のこの「私の日本国憲法改正案」掲載の経緯ほかについて

廣瀬 誠 陸自73

大澤様から、拙論に対するご意見を頂きました。憲法改正を考える際の示唆に富む内容であり、是非とも「借行」読者の皆様に、ご覧いただきたいと考え、氏のご了解を得、編集委員会を経、掲載に到つたものです。

原文は、信書の形式のため、一部の表現を掲載にあつた形式に改めさせていただきます。

7月号所収の拙論において、具体的な条文とその法的検討について述べることができなかつた点についてご教示いただき、筆者としてこの点、特に感謝しております。

自衛隊を軍隊と規定しない加憲案

は、拙論で述べたとおり、自衛隊に關する諸問題の根本的な解決には結びつかないと考えます。むしろ、現状を固定化するおそれがあると危惧するものです。従つて、私見を述べる事をお許しただけなのであれば、氏の「私の日本国憲法改正案」条文において、「自衛隊」ではなく、「平和軍」を採用すべきではなからうかと考えます。氏が、案文において「自衛隊」を「軍隊」と考えていることは、論旨から明らかだと思ひますが、現在までの我が国の憲法論議を踏まえて、誤解を避けるために敢えて愚見を述べました。